

令和3年度第1回米子市廃棄物減量等推進審議会 指摘事項に対する対応一覧

年月日	意見内容	対応
R3.8.5	1 くみ取りを利用する立場として、実際の負担額がどれぐらいになるのか、資料5における各案ごとに並べた表をつくってみてはどうか。	資料5の各手数料料案について、4人家族標準排出量に応じた月額料金の一覧表を作成。(資料5-2)
	2 本市においては浄化場の処理経費について家庭は負担していない。他の市町村状況について調べてみて欲しい。	資料15において調査対象とした周辺市町村に対して聞き取り調査。 結果について一覧表を作成(資料16)。
	3 資料3において、汚水衛生処理人口、及びし尿処理人口を合計したものと総人口から差し引いた残りの人口の処理方法について確認してほしい。	下水道部に確認。 ⇒単独処理浄化槽使用人口であることを確認。
	4 資料3において、単独浄化槽人口は「汚水衛生処理人口」に含まれていない。他の統計に併せた名前をつけるべきではないか。	単独処理浄化槽は、し尿処理だけに対応している浄化槽。生活雑排水(台所、お風呂、洗濯などの排水)はそのまま水路などに流される。よって、十分な衛生処理方法とは言えず、くみ取り人口と併せて「汚水衛生未処理人口」と本市一般廃棄物処理基本計画では取り扱っている。 資料3の凡例表記を修正。(汚水衛生処理人口⇒汚水衛生処理(公共下水道、農業集落排水、合併浄化槽)人口)